

○松本市都市公園条例（行為の制限、使用料）（抜粋）

昭和32年3月30日

条例第4号

第3章 都市公園の管理

（行為の制限）

第21条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売を行うこと。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 演説、集会、競技会、展示会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

別表第2（第27条関係）

（2） 第21条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額	摘要
物品販売	1 m <sup>2</sup> 1月当たり	円 1, 040	半日の場合は、 1/2の額とする。
第21条第1項第2号に掲げる行為 →行商・募金	1日当たり	150	
業として行う写真の撮影	1月当たり	1, 150	
業として行う映画の撮影	1時間当たり	940	
第21条第1項第4号に掲げる行為 →演説・集会・競技会・展示会、 音楽会、写生会、撮影会	1件1日当たり	2, 090	
第21条第1項第5項の場合 →市長が必要と認めること	1件1日当たり	520	

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として取り扱う。
- 2 算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。